

新幹線プレス

2018年7月20日 No.389

発行者 杉澤秀則

編集者 教宣部

JR東海労新幹線地本

「アル検」厳しい基準値の根拠は？

過度な懲罰は、極度のプレッシャーに！

「乗務員等に対するアルコール検査」に関する申し入れ

平成30年3月17日のダイヤ改正から、運輸所及び車両所においてアルコール検査が実施されているが、これまで多くの社員が乗務不可とされ、賃金カットに加えて処分を科せられています。

このような過度な懲罰は、乗務員等に対して極度のプレッシャーを与え、安全確保に支障を与えかねないものです。そもそもアルコール検査の基準値は、平成22年10月1日より乗務不可とする数値基準を「0.10mg/l以上」としていました。しかし、今回の確認方法の変更で「アルコール検知器でなんらかの数値が記録された場合」と曖昧な表現となり、0.051mg/l以上をもって「酒気帯び」と判断して「処分対象」としてはいますが、その根拠は明らかに示されていません。私たちは処分の乱発を許さず、18項目にわたる解明・要求を本日申し入れました。

アルコール検査による

「処分」の乱発はやめろ！！